

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 四日市市教育委員会 】
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>外国人幼児児童生徒教育検討委員会(運営協議会)</p> <p>○検討委員会委員</p> <p>小学校校長5人(拠点校区、準拠点校区) 中学校校長3人(拠点校区、準拠点校区)</p> <p>幼稚園園長1人(拠点園) 教育委員会6人(教育監・教育総務課長・学校教育課長・指導課長・人権同和教育課長・教育支援課長) 関係部局2人(多文化共生推進室長、保育幼稚園課長)</p> <p>○事務局(指導課)</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人児童生徒教育に関する基本的な考え方および受入体制についての検討 ・ 受け入れた外国人幼児児童生徒の学力保障、進路保障に関すること <p>(2) 学校における指導体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期適応指導教室「いずみ」における初期適応指導や学習支援の実施 ・ 拠点校等における初期日本語指導や適応指導の充実 <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期適応指導教室や拠点校等での実施 ・ 「個別の指導計画」の作成 <p>(4) 成果の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育白書、外国人児童生徒受入れ・指導の手引き、就学案内ガイドブック等を作成し、ホームページに掲載 ・ JSL対話型アセスメントDLA(四日市版)を周知 <p>(5) 学力保障・進路指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校説明会等への派遣 ・ 笹川小学校へ入学予定の保護者を対象にした「保護者向けセミナー」、外国人児童生徒と保護者のための進学ガイダンスの開催 <p>(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前の外国につながる子どもたちを対象に日本語等の学習の実施 ・ 日本の学校の様子等の情報を提供 <p>(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JSL対話型アセスメントDLA(四日市版)を活用して、初期適応指導教室「いずみ」に通級する外国人児童生徒等の日本語の力を測定し居住区の学校と共有 <p>(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導員(指導補助者)等による日本語指導や適応指導、および教科学習支援の実施 ・ 適応指導員等による指導用教材の作成及び翻訳・通訳 ・ 保護者への連絡(連絡文書の翻訳・家庭訪問・懇談会での通訳等) ・ 生活指導上及び学習指導上の様々な問題への対応

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・ 四日市市における外国人児童生徒教育の課題は多岐にわたっており、拠点校・準拠点校での情報の共有、諸課題の検討や対応をしていく貴重な機関となっている。
- ・ 多文化と分散化が進み、多くの学校で、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している。今後、拠点校だけでなく、市内全ての学校で日本語指導に対する意識を向上させ、外国人児童生徒の受け入れ態勢を整えるとともに、適応指導員の効果的な配置や支援の方法を考えていく必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

- ・ 「いずみ教室」では、日本語初期指導カリキュラムに基づく学習を短期間に集中して行っておりそのことが、外国人児童生徒の日本語能力の向上につながっている。
- ・ 拠点校では、初期日本語指導教室を設置し、初期日本語指導を行っている。「いずみ」教室指導員を拠点校等2校にも配置することで、一斉授業への参加に向けて日本語指導や学習支援も行うことができた。
- ・ 一般校に対する外国人児童生徒の受け入れ体制の整備については、教育委員会と学校がより一層の連携を図っていく必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・ 初期適応指導教室「いずみ」や拠点校等において実施している。個に合わせた指導のために効果的に活用できている。
- ・ これまでに日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍しなかった学校にも外国人児童生徒が在籍するようになり、「特別の教育課程」をどのように編成するかということを再度研修会等で各校の教員に周知していく必要がある。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒の数が多き学校は、個別のシートの作成などに、かなりの時間がかかる。

(4) 成果の普及

- ・ ホームページについては、今後も定期的に情報を更新していく。
- ・ 初期適応指導教室「いずみ」や拠点校等の成果と課題の普及については、研修会等でどのように各校へ普及していくかが今後の課題である。

(5) 学力保障・進路指導

- ・ 入学説明会等が、外国人保護者の不安等を取り除くことができたり、新しく始まる学校生活をできる限りスムーズにスタートさせたりすることにつながっている。
- ・ 保護者向けセミナーや進学ガイダンスのような機会を設定することが、外国人児童生徒の就学・進学への不安を解消するとともに、日々の学習や高校進学への意欲を高めることにつながっている。
- ・ 定住化に伴った子どもたちの進路保障をめざし、日本語力が十分でない保護者にも教育に対する意識を高めてもらうような支援が、小学校高学年ごろから必要となる。

(6) 小学校入学前の幼児や保護者を対象としたプレスクール

- ・ 就学前の外国につながる子どもたちを対象に日本語等の学習を行い、小学校入学に向けての意欲を持たせ、子どもや保護者の不安を解消し、小学校生活をスムーズにスタートすることができるよう支援を行っていく必要がある。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- ・ 外国人児童生徒の日本語の習得状況を JSL 対話型アセスメント DLA(四日市版)で測定することで、どのような支援が必要であるか判断することができた。
- ・ JSL 対話型アセスメント DLA がどのようなものであるかまだまだ知らずに活用できていない学校があるため、研修会等で周知したり、学校訪問等を通して説明し、児童生徒の指導に生かすことができるようにしていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に、母語を話す指導員が寄り添いながら学びを支援することで、児童の安心感につながり、安定して学ぶ環境づくりに寄与している。
- ・ 日常会話ができても学習言語の獲得までは難しい。日本語で学ぶ力を育成することを旨とした学校全体の体制づくりが重要である。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	284人 (29校)	91人 (12校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		278人 (29校)	81人 (12校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
4. その他(今後の取組予定等) <ul style="list-style-type: none"> ICT機器を活用し、拠点型の翻訳・通訳を行う。そうすることで、適応指導員が訪問できない時も翻訳や通訳の支援ができるようにし、タイムリーに学校と保護者が連絡を取り、円滑な関係をつくることができるようにする。 							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。